

第25期 第17回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月11日（金）13時30分から15時00分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（16名）

1 番	村田 省三	委員
2 番	音島 義孝	委員
3 番	大伴 四郎左衛門	委員
4 番	濱田 博之	委員
5 番	井上 一夫	委員
6 番	小谷 英利	委員
7 番	森元 直紀	委員
8 番	音野 茂	委員
9 番	上田 雄亮	委員
10 番	正田 富美子	委員
11 番	万木 巳壽	委員
12 番	本郷 忠史	委員
13 番	上野 壽久	委員
14 番	西村 浩	委員
15 番	森 繁孝	委員
17 番	上坂 雅彦	委員

4. 欠席委員（2名）

16 番	石津 正嗣	委員
18 番	安井 善次	委員

5. 説明員（1名）

6. 傍聴人（1名）

7. 議事日程

議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第72号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法第3条許可について

議案第73号 農用地利用集積計画について

報告第85号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第86号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第87号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第88号 農地の転用事実等に関する照会について

8. 事務局

山内事務局長、田中事務局次長、森本係長、宇津井主査、江宮主任

9. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻となりましたので、第25期第17回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号17番 上坂 雅彦委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

＜ 大津市農業委員憲章斉唱 ＞

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は南部選出の副会長であります上野 壽久委員をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

副 会 長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は石津正嗣委員、安井善次委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうちただいま出席委員は16名の出席でございます。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 ＜ 会長挨拶 ＞

副 会 長 ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べ

ていただいた上で、ご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

17番 上坂 雅彦 委員

1 番 村田 省三 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

まず初めに、前回継続審議となっていました議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見ご質問ございますでしょうか。

委 員 事務局に質問ですが、この承諾書、2名、これ判子を押しておられるのが同じ印影で、しかも向きもほとんど一緒に、連続に押したようにしか思えないような押印の仕方なんです。これ、それぞれの方が別々で押されたという証拠はこれで得られますか。これ、想定ですが、この〇〇さんが〇〇さんの分まで押しておられません。〇〇さんが〇〇さんの分まで押しておられません。そこは確認が取れていますか。

事 務 局 確かに印影が同じものであるということについて、判子、同じものを使用しているというふうにこちらも見えました。

ただ、個々の実印を押してくださいということで強制もこちらもしておりませんでしたし、判子が同じだからこの通行承諾書は意味をなさないというところでもなかなか難しいのかなと思っておりまして、私も一応提出時に指摘をしまして確認をさせていただいたのですが、お二人が了解、納得して押されたもので間違いはないということで確認は取っています。

委 員 ご存じないかもわかりませんが、以前にもそういうふうに窓口に来られて全然知らない第三者がこの判子を押して提出されたという経緯もあって、押印に関して刑事問題にもなった案件ありましたよね。また、それを事務局は繰り返そうとされているのですか。

事 務 局 もちろん、そういったことないようということで、私も一応確認、指摘をしたところですが、申請人からはもちろん間違いなし、何なら本人に

確認を取ってもらって構わないとお答えはいただいております。

委 員 では、本人に確認取られましたか。

事務局 本人確認までは、すみません、まだできておりません。

委 員 何で？あやしいと思ったら本人確認しませんか。してもいいと言っておられるんでしょう。

事 務 局 はい。

委 員 やられたらいいでしょう。そこで事 務 局がこれ、押印一緒だが、直接ヒアリングして本人確認、承諾、ご本人から取れていますと。第三者が承認取れているとって認められたら、それだけの話でしょう。そういうのを回避するために、自署で書いてもらいましょうねとって前々の期の時に、散々委員で揉んで押印承諾でこういう大事な書面は自署で書いてもらいましょうといった委員が決めたルールを、なぜ勝手に事務局が変えられるんですか。以前、大津市で押印廃止の動きがあることから、この書類についても審議されましたが、あとで本人でちゃんと押されたものかどうかというところの証拠づけにはならないために、自署捺印にしましょうとって委員が総会で決めたことをなぜ事務局でこのような形で無断で変更されるんでしょうか。

議 長 事務局、今の件に関しては。

事 務 局 手続にあたって自署を確かに優先すべきというふうには思っておりますが、記名された書類に押印されたものが出てきた時に、それを確かに駄目というふうな取扱いはしていないというところが実情でございまして、この通行承諾書につきましてもそれに該当するというふうな整理をしているところでございます。

委 員 ごめんなさい。あまり長引かすとあれなのですが、そしたらこれは申請人さんが作って持ってこられたんですか。こちらでこのような形式で書いてもらってくださいねとって出しておられませんよね。

事 務 局 中身の様式につきまして、参考の様式として事務局でこういった形のものの、こういったものでもらってほしいということでお伝えはしております。

委 員 この書面が出たのは会長、ご存じですか。

議 長 今、見ました。役員会の時に、この書類はまだ届いてなかったのもので、役

員会ではこの書類はまだ見ておりません。今日、自席に置いてあるのを確認しました。

委員 役員会を通さないで、この本会議出してこられるんですか。会長、それ承認されているんですか。

議長 いや、承認はしていません。

委員 日付が10月4日ですから役員会後に来ている書面ですので、その時間差の関係で。

委員 では、これ、来月に回す案件ではないんですか。

委員 そうなればね。

委員 役員会で揉んでもらって、役員会で総会に上げるかどうかというのを決めてもらってから上げるのではないですか。通常。

議長 そうです。

委員 私からは以上です。

議長 事務局、これ、今の質問に関してほかに弁明ありますか。
なければ、この件に関しては、先月の時のお話のように、この書類を書き直していただくということで再保留にさせてもらったほうがいいかなと思います。どうですか。

事務局長 書き直しというのもあるのですが、先ほども説明の中で〇〇さんの意思確認が取れていないと伝えさせていただきましたが、どちらかというと、そちらのほうを優先してさせてもらえたらなと思っております。今日はまだ連絡取れていないのですが、この会議終わり次第、来週になるかもしれませんが、〇〇さんご本人さん、今回ですと権利者が〇〇さんですね。直接、ご連絡を取らせてもらって、この件について意思確認ということで、オーケーですかというのを事務局で確認させてもらって、それで間違いありませんという返事があれば、書面ももらい直しまでは必要なく、これで十分かなというふうには思っているのですが。

議長 今のお話について何かご意見ございますか。

委員 先月、来れなくて申し訳ないです。担当地域なので実際、その現地確認させてもらった時に、〇〇さんもいらっしゃって、この資料をそろえてい

らっしゃる方ももちろん来ていただいて、これ案件としては1回上がっているんですね。それからしばらくしてもう一回、今回上がってきていると。前回同様、同じ内容でしたいと。ただ、この通行承諾書の書類を付けて出したんですという話で、〇〇さんにも改めてその場では確認取らせていただいて、問題ないです、と。〇〇さんも問題ないですかということで〇〇さんのほうに、その時は確認したんです。〇〇さん自身も母にももちろん聞いていますから問題ないということだったのですが、一応その現地確認させていただいた時には、そういった経緯はあったんです。本来、先月、僕も来れてこの話ができたならよかったのですが、何か後から聞いたらこの文書の内容がよくなかったんですかね。僕もそこは気がつかなかったもので、一旦取り下げられて今回上がってくるのかなとは思っていたのですが、一応経過としてはそんな感じでした。一応、報告だけと思いまして。

議 長 ほかございますか。

(なしの声)

議 長 ほかにご意見もないようですので、事務局のほうで確認をもう一度取ってもらって、地元委員の今の発言ありますが、やっぱりきちっと再確認をしていただいてからということですのでよろしいですかね。今、ここでお諮りしますか。

事 務 局 今回、そもそも何でこの2名の連名でされるのかというところも私も聞きますと、〇〇さん自身がこの進入口になるすぐ横の土地にお住まいの方でもあるので、〇〇さん、かなり高齢でもあるのでいずれ相続される〇〇さんにもやっぱり承諾はもらっておきたいというところで〇〇さんと〇〇さんの連名で承諾については逆にもらいたいのでもらっていますというふうなところで確認は取っております。

議 長 土地の所有者は〇〇さんのほうですね。

事 務 局 はい。この土地のすぐ横にあるところに〇〇さんのご住所があって、自宅があって、そこに〇〇さん自身が住んでおられると。

議 長 でも、これ、今、何で問題になっているかと言ったら、この2名の押印がしてあるからということやね。これ、本当言ったら、〇〇さんだけで通じるのと違うの。横に住んでおられる人だが、この土地は〇〇さんのものではないんやね。

事 務 局 この進入口となる土地自体は〇〇さんの所有になっています。

議長 この通行承諾書を作られた人に説明がうまいこと通じていないのと違いますか。これは本当言ったら〇〇さんだけで問題ないというふうに思われる書類だと思いますが、今から書類出し直しというのは無理なんですね。

委員 事務局、これ、〇〇さん、高齢やから字書けないのですか。

事務局 すみません。ちょっとそこまでは。

委員 字書けない人だったら記名捺印でも仕方ないなと思いますが、字書ける人だったら今後は自署にしてもらいたいのと、今、そういう理由でされるのだったら、この承諾書2枚に分けて、〇〇さんで1つ、〇〇さんで別紙で1つもらうというのが民法上では普通の承諾書の取り付け方なので。

それと、違う人であって実印でなくても、自分の持っている認印ぐらいは普通違う判子でしょう。印影の違うものをもらっておかれたら、それぞれにもらいましたという言いわけもつくし、どこかから突っ込みが入ってもちゃんと判子もらっていますよ、地権者さんからももらっています、土地建物の利用者さんからももらっていますと僕ら言えるではないですか。この状態で第三者から意見を言われて、しかもこの土地所有者の〇〇さん、ご高齢の方で、そんなん、私、こんな判子押してませんよと言われたらアウトですよ。そこまで考えて書類つくって提出を申請者さんに求めてくださいね。民法上で突っ込まれたら僕ら返せませんよ。

事務局長 ただいまのご指摘いただいたとおりかと思いますので、今後はその辺りを今まで以上にきっちりと徹底してやっていきたいと思います。先ほど地元委員から現場確認の時にも、〇〇さんのほうから一応了解もらっていたいているというところもお含みいただきまして、これでご了承いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 でも、これ、ちゃんと後で〇〇さんのほうに確認してもらわないといけませんね。

事務局長 はい。

議長 それをしてもらうのに前にお諮りするというのはおかしな話だなと思いますが、いかがですか。

委員 電話をされたらどうですか。今日の一番最後でもいいので。

事務局長 途中、担当抜けてさせていただきまして、ご不在かもしれませんが、確認をさせていただいて、またその結果を報告させていただきますので、一旦継続、今日の継続案件ということで後ほどに回していただくというよう

な形でお願いできればと思います。

議長 それでよろしいですか。

(はいの声)

議長 分かりました。そしたら、継続案件ということで次に参ります。
議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。
No. 1の伊香立上在地町につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 今回、伊香立上在地町の農地なのですが、2ページ目を見ていただきますと、写真の場所となっております。3ページ目を見ていただきますと、今年はまだ水稻をされていたということです。

10月2日に私と地元推進委員、そして申請人と譲受人4人で立会いをしました。その際には既に稲刈りを終わってしまして、刈り終わった状況になっております。今回、譲受人の方、県外にお住まいですが、既にこの地域で6反弱ほどそばを作られておしまして、この土地に関してもすぐ近く、2ページ目の地図を見ていただきますと、この農地の上の三角のところ、ここも既にそばを作られていました。この地域で作られていますし、引き続きそばをされても何ら問題ないのかなと感じております。

あと、ここの右下にありますこの宅地も取得されとのことで、行く行くはこちらのほうに移り住まれて営農されるということをおっしゃっていただきましたので、管理維持、その他の地域の付き合い等には問題ないように思いましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の大石小田原二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 No. 2の大石小田原の件ですが、贈与を受ける方自身はずっと両親と共に農業をされておられる方ですし、今回対象の土地の周り全てこの方の土

地として、また譲渡人ももう98歳と高齢で管理ができないことから、実質、〇〇さんが今、管理されていると言っていい土地になっているところです。ここ、二、三年は、先ほど言われたように、〇〇の関係で農地としてはやっていなかったのですが、そういうことから今回の申請に関しては何ら問題ないと、私も推進委員と見に行ったところ大丈夫だということですので、ご審議、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
 No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定します。
 続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第69号No. 2 は許可することに決定します。
 続きまして、議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。
 なお、本案件は顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いたしませんでした。
 農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元委員のご意見をお伺いします。
 No. 1 の平野一丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いします。

委 員 この案件につきましては、事務局が言いましたように、昨年度の遊休農地調査でたまたま現地に行って申請人に対して指摘をさせていただきました。実際のところ、指摘した場所と今回出てきた場所が違うのですが、それは土地家屋調査士に依頼をして調査をし、今回存命中に何とかしておきたいというような意思の下、やられたということです。

9月26日に私と推進委員と併せて申請人、それから土地家屋調査士と現地の立会いをさせていただきました。写真、11ページを見ていただきますとおり、青い屋根が小屋、これは約50年前、奥が離れ、瓦屋根になっている黒いほうは60年前、相当以前に建てられています。当該地は集落の一団の中にありまして、周辺に農地は畑程度しかなくて、そういった状況でこの農地を、顛末案件ではありますが、変更することについては特に問題ないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りします。No. 1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定します。

続きまして、議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。9月26日に実施しました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委 員 まず、1番の八屋戸の件ですが、現在、先ほど出ていたように、農地として使用されている土地ではなくなっているところなんです。周りの地権者にも説明はされており、里道なんかも地図上はあるのですが、ここが道だなと確認しないと分からないような状態でした。また、水路もあるので、一応下のほうの農地に影響が出るようなこともないかという話で、〇〇沿いまで水路沿いに歩いて行って下流域も見させていただいたのですが、農地として使用されているところはありませんでした。

ただ、公図と現地での調整の時に、一部食い違いがある可能性が出てきていましたので、その土地の地権者の同意確認を取ってくれと言って、この日は課題を与えて終わっておったのです。

しかし、後日、土地の周りの地権者の同意書を全部取られて持ってこられたことを確認しましたので、今回申請に関しては問題ないと思います。

続いて、2番の平野の件ですが、今回の申請に先立って周りの農地、持ち主はもちろんのこと、農地以外の地権者の方、農業組合長、自治会長なんかにも説明、了承を得ておられます。また、敷地内からの排水についても周り全体をU字溝で囲み、出口には升を設けて汚水がその敷地内から出ないようにという施工方法を取られるそうです。

そして、加えて周りの住居等にパネルからの反射光、この頃、世間で結構聞く話ですが、そういうのも当たらないように遮光板か何かを考えていると言われておったのですが、そういうのも考えておられることからこの申請については問題ないものと私は思いました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の八屋戸につきまして、地元委員にご意見をお願いします。

委員 この八屋戸の案件ですが、推進委員と一日立会委員と事務局で対応させてもらいました。推進委員さんから指摘があって、露天資材置場、貸露天と書いているので誰かに貸すのかという問合せをされました。先ほど事務局から説明されました業者ですね、不動産売買をいろいろされている人が本人で、〇〇さんがこの土地を買って、自分の会社に貸すということで貸露天資材置場ということで説明されました。

先ほど一日立会委員からも指摘があって公図が違うと。結局、周りの承諾を得たらそれでいいというような話になったのですが、私はその辺は詳しく分からないですが、公図が違うのに後々問題にならないのかなと。ただ、周りの人がそうだなと言われたらそれで済むのか、その辺が分からないのがちょっと不安材料で残っておるところでございます。

私もこの隣の地区の住民で、逆水しているわけですね。〇〇に逆水しているので、その構成員であつたらそういう話をどうされているのか確認してくれということを言いました。私の持っている情報を確認したところ、売主は〇〇には入っていないということで問題はないかと思います。

それと、先ほど一日立会委員が言いましたように水利面、下のほうにどのように流れていくか確認しました。

以上でございます。どうかご審議ほど、よろしくお願いします。

議長 事務局、先ほどの公図の件は別に問題ないの。

事務局 今回の申請地と隣接するところに、また地番のついた土地があつたのですが、現況と異なるところがありましたので、申請人に確認を取らせていただいたところです。公図が少しずれているというふうな土地のところだったので、そこを公図訂正とかそういったところからやってくると、かなりの時間、日数がかかるということです。

ただ、関連する隣接する方のそれぞれの同意を取ってほしいというところで、3者の隣接の方全員に確認書ということで書類、記名押印という形でこの位置図で問題ないというところでご提出をいただいて、今回の土地関係図で問題ないということで了解をいただいていますので、これについてはこの対応で進めさせていただければと思います。

議 長 今の公図の件は、地元委員さん、それでよろしいですか。

委 員 その後、またそこを売買された時は、そういうのはどういう形になるのか。これは買った後の話で、そこまで構わないでもいいかと思いますが。

事 務 局 売買は、もちろん土地の地番に対して売買という形になりますので、あくまでも認識している今回の境界で皆さん売買をされるということになります。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい、分かりました。

議 長 続きまして、No. 2の平野一丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いいたします。

委 員 当該案件につきましては、9月26日、一日立会委員、事務局、それから私と推進委員とで、相手方は業者と代理人の土地家屋調査士とで立会いをさせていただきました。太陽光パネルということで、施設については大津市の太陽光発電に関する条例で整備をするということですので、私は農業委員という視点から現地を見させていただきました。

23ページの位置図を見ていただきますとおり、西側は川、それから北東は民家、それから東側には公道があって、三方が囲まれた土地になっています。農地に隣接するのはこの下側の1筆だけであります。現況は変えずに形質の変更をせずして現地でそのまま地盤の耐力を見てから設置をするということでしたので、特に周辺の農地に関して影響が出るということはないと思いますし、排水についてもこの公道沿いに水路があるのですが、そこに沈砂池を設けて流すということで特に問題はないと考えます。

光の反射に対して農作物が影響出るかというのはあまりないようには聞いておりますし、そういうことも特に問題ないかというふうに現地では判断させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 教えていただきたいのですが、2番の平野のほうです。26ページの説明をされたのが令和5年7月1日、1年以上前、これだけ時間をかけて今、出てきたというのはいいいものか、どれぐらいまで効力があるか、1回説明でオーケーになったらずっと後から申請してもいいというか、そういうもののなのでしょうか。今回、申請までの期間が長いからです。

委 員 現地でそのことも指摘をさせていただきましたので、再度、自治会、それから農業組合にはきちっと説明しておくようにということで、了解しましたということでした。その後の報告は聞いていませんが、それを真摯に受け止めたいと思います。

以上です。

事 務 局 今回、太陽光発電設備の設置ということで、かなり事前の段階から地元関連の協議というのは進めておられまして、農地転用だけではなくて開発調整課での許可も必要になってくるということで、かなり前の段階からこういった計画を考えているということで説明をしてこられて、設置までにいろいろと調整が必要な部分もありましたので、それを踏まえて今回利用計画を上げて農地転用の申請は上げられている形にはなっております。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 そのほかございますか。

委 員 質問ですが、28ページご覧いただいて、いわば全体の周りに細い240mmのU字溝で受けて、一番下側の左に多分これ升、500mm角で深さ45cmの升で受けてからこの公道の横の川に排水を流されると思うのですが、この公道の横の川は排水溝ですかね。田んぼの用水には使われないのかというのが一つ心配なのと、もし災害時にこれだけ、1反半ほどの田に降り注いだ雨をこの500mm角の升で受け入れるのかなというのと、この太陽光パネル、いつも議題に上がりますが、どこのどんなパネルを使っておられるか、中にどれだけの有害物質があって、この太陽光パネルが割れた時にその薬剤が周りにどれぐらいの被害を与えるのかというのまで想定しておられるかを事務局にお伺いしたいです。

事 務 局 まず、集水升から出ている排水につきましては、すみません、その下流域で田んぼの水に使っているとかその辺りがしっかりと確認は取れてはおりませんが、それにつきましてはこの水路に影響のないように流すというところで、パネルにつきましてはどういった素材でいうところ、すみません、その辺りにつきましては害のないようなものにつきましては、

農地転用の申請の中での審査というよりも、太陽光条例の開発調整課のほうの設備の中で細かなところは確認をしていただいているというふうな認識で整理をしております。

委員 開発調整課が甘いので、その農地に関わることで、農地の問題になるので、以前は全部こういうふうな機械をもってこういうふうに整備されますというのがこの総会の資料に添付されていたんです。それをもって皆で審議して、ああ、安全な太陽光パネルの施設を開発されるんだなというので審議をしておったのですが、太陽光パネルをここの担当でやられます、周りには説明しておられます、承認してくださいでいいんですか。僕は農地を守らないといけないんですよ。

事務局 もちろん、それが分かればいいですが、なかなかその辺り、すみません、私も専門的な知識がない部分もありますので、そちらについては専門の部署にある程度任せないといけない部分もあるのですが、もちろんそこについては私も勉強してできるだけそういったことがないには努めたいとは考えておりますので。

委員 分かりました。では、今後太陽光パネルのこういう案件が出てきたら、その辺も資料を取り付けていただいて添付していただけますか。事務局で分からなくても、委員のみんなでそういう知識を持っている人がいるかもわからないではないですか。そこで説明できるではないですか。そこでは、安心なパネルやで、もし万が一、これが割れたところでヒ素なんかは出ないし、ヒ素が田んぼに流出する恐れはないから安心して開発許可で、これ、農地転用の承認を得られますよねというところまで持っていけるではないですか。有害な中国製のパネルばかり使って杜撰な管理されて、災害の大雨降って、台風やらで物が飛んできて太陽光パネルが割れて、その水があふれ出して、そこに日本では許可されていない有害物質、田んぼに流れて、この川を下流域の用水に引き込まれたら50年浄化しないんですよ。

議長 太陽光発電のことに関してはどの部署が窓口ですか？

事務局 開発調整課です。

議長 そこは全部そういうことは調査しているのかな。

事務局 一定の確認はされているとは思いますが、どういったパネルだったらオーケーか駄目とか、その辺りの基準まではすみません、私も認識はしていないのですが。

議長 それ一遍調べてみんなの前で発表してもらったらどうですか。今後、そ

ういうお話があるので。

事務局 以前は、そういったパネルの資料がここの総会の場合でも一応付けた上で審議に諮ってというところですか。

委員 はい、ありました。

これもこの敷地内のA断面、B断面の3断面ありますが、この断面図を見なかったら水の流れの勾配について分からないし、造成の排水計画の平面図にも水の流れ矢印描いていないから実際どこに行くのと、ちゃんとこの集水升に入ってくるんですか。集水升からちゃんと排水してもらえますでしょうか。隣の田んぼに出ませんか。

事務局長 その排水の部分につきましては、開発許可の中できちんと指導されていますので、水があふれて隣接に被害が及ぶことはない、計算上それは審査をされているというふうに聞いております。

ここの場所、面積1,600㎡ほどありますが、全面舗装せずに自然浸透という部分でもありますし、隅のほうに沈砂池というふうな形での機能も持たせるということで、開発基準上はそれで雨水は全部この敷地内でクリアできるというふうに技術部門のほうで審査された上での許可が下りていますので、その部分については大丈夫かなというふうには思っております。

以上です。

委員 もう一つ、付け加えさせていただきます。

29ページの今、〇〇委員がおっしゃった断面図の下側のA断面、B断面を見ていただきますと、一番左側に大きな水路、公道の横に水路があるのです。ここへ集水して排水すると。この水路は大変深くて用水には使っていないくて、排水路に使ってしまして、流末は横手にある川が深いので排水するというような水路になってしまして、これを〇〇の田畑とかそれ以外のところで用水に使うということはないというふうに現地で確認をさせていただきましたし、現地で推進委員にもこの水路の利用目的を聞かせていただいて、そういうふうに判断させていただきました。

委員 ありがとうございます。そういうのは事務局、把握してくださいよ。一緒に1日立会いに行っておられるんでしょう。

議長 それでは、事務局、よろしくお願いします。
そのほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。

No. 1 につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定します。

続きまして、No. 2 につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第71号No.2は許可することに決定します。

続きまして、議案第72号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法3条許可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 1の真野家田町につきまして、地元委員は本日欠席されていますので、事務局でお聞きのことがあれば報告をお願いします。

事 務 局 地元委員が本日ご欠席ですので、伝言を代読させていただきます。

9月29日に推進委員、申請人の立会いの下、現地確認を行いました。申請地は現状雑草や雑木が生え荒れた農地の状態でしたが、復元計画書どおりに雑草や雑木を除去し、フェンスも一部新しく張替え、水路を直して農地に復元して耕作もするとのことで確認を取りました。

この方は地元の方ということでもあり、特に問題ないと判断します。

以上、代読です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

No. 1 につきまして証明書を交付するとともに、当該者が売却決定通知書を持参し、今回の申請内容と同様の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、会長専決による処理とすることに賛成の方は、挙手をお願い

します。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第72号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法3条許可については、交付並びに会長専決による許可とすることに決定いたします。

続きまして、議案第73号 農地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第73号 農用地利用集積計画については、原案のとおり可決いたします。

続きまして、報告案件です。報告第85号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第86号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第87号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第88号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、事務局からその他の報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 はい、ありがとうございます。
全体を通して何かございますか。

事務局長 最初の継続案件の件ですが、今、担当のほうから土地の所有者さんに直接意思確認ということで連絡を取っていたのですが、不在で今、電話がつながらなかったということです。先ほど説明にありましたとおり、本人の意思確認が一番必要かなと思いますので、今回の書面のとおり間違いないかということを次回の総会までに確認取らせていただくということで、再度の継続というような位置づけでお願いできればと考えております。
以上です。

議長 私のほうから先ほどの件ですが、今日初めて見るようなことでは具合悪いので、例えば議案書を発送してくれる時に、ちょっとこうこうこうですということを付け加えてもらえたほうがありがたいなと思いますので、今後、そういうふうな対応でお願いしたいと思います。

<事務局、資料に基づき補足説明>

議長 ありがとうございます。
そのほかよろしいですか。

委員 全体の中で先ほど〇〇委員が言われていたように、書面で手書きのものにしてくれとかそういうふうなものがあるのだったら、初めて農業委員に就任する者に、過去にこういうのが決まっていたと、きちんと教えてもらわないと立会いとかする時に実際、どうすればいいのかわからないので、書面も届出書なり許可申請にしろ全部パソコン打ちの書類でいいのか、それとも今あったように個別の承諾書だけは手書きにせよというのか、その辺、マニュアル的なものがあれば頂けたらうれしいなと。でないと、はっきり言って、経験の長い人はよくご存じかもわかりませんが、浅い者は全くわからないので、事務局から言われたら、そのとおりですねとなってしまいますので、その辺だけよろしくお願いしたいと思います。

委員 当時、検討会を立ち上げて承認されたマニュアルがあるはずですよ。僕らに配付されているやつは期末には全部返却せよと言われて段ボール箱に入れて返していますから、今は私の手元にもありませんが。

事務局長 その辺り、もう一度確認させていただきまして、またお配りした上で内容の説明等できるように準備をさせていただきます。何分、今いるメンバー、その後に変わってきているメンバーばかりでして、十分な引き継ぎが

できていないということは申し訳ないですが、またその辺は資料があるということを今、お聞きしましたので、捜して説明をさせてもらうようにしたいと思います。

議長 よろしいですか。

委員 もう1点だけ。すみません。

案件の中に顛末案件、必要とする分があるということで書面を送っていただいた中で確認をするわけですが、事務局へ問合せがあつて、書面を準備されて農業委員に調査ということで依頼があるわけです。その中で、代理の方か本人か分かりませんが、これ、顛末案件になっているんですかと訊いて来られる。そうしますと、農業委員は書類を見れば顛末案件かすぐ分かるので、これを添付してくださいということを話さなくてはいけない。事務局に相談に見えた際に、そういう顛末案件か、今の話と一緒に、説明をされる際には、これとこれはこういう形で必要ですよということで話をしていただくと、それを受けて実際に持ってこられる申請者の方が理解の上で来られるという形になると、物事がスムーズに運ぶと思うんです。これでは駄目ですよ、事務局で説明はありましたか、と訊ねると、いや、初めて聞きましたという人が中にはあったものですから、そういう要らない手間をかけないようにする方法としても、先ほど提案された内容についてでも一緒に、理解をされた上で出してくれるように指導していただいた上で提出された分を確認するという方法を取らないと、以前のものの内容なので私は一切知りませんからどうだったんだろうなということになってくると、余分な時間を費やすような格好になってしまいますので、そこら辺を指導いただいた上で動いていただくということで、農業委員がそれを受けて動くという形でするほうがいいのではないかなというように思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 今、言われた内容は、今日、この会議の後に私からも事務局へお願ひしようと思っていました。最近、相続等で遠方の方からの書類がレターパックで送ってくるのですが、農業委員会事務局にちゃんと聞いて書類をそろえてくれと言ったのですが、その送ってきた書類を見ると不備ばかりで、これで見に行けというのはちょっと酷だなということがありました。後ほど事務局のほうへ行ってそのお話をさせてもらおうと思っています。先ほど言われたことも含めて事務局の窓口のほうで対応をしっかりとさせていただくようにお願ひしようと思っていたんです。

ということで、私もそういうことでよろしくお願ひします。

委員 お願ひします。

議長 それでは、ほかになればマイクを司会に渡します。

副 会 長

熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第17回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

これにて定例総会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員）

印

委 員（上坂 雅彦 委員）

印

委 員（村田 省三 委員）

印